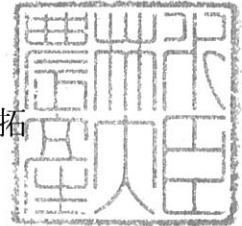


元消安第 2377 号
令和元年 9 月 30 日

農業資材審議会長
松井 徹 殿

農林水産大臣 江藤 拓



飼料の基準及び規格の改正に関する諮問について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）
第 3 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求める。

記

動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準について

1. 豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料に含めることができる動物由来たん白質について、豚の悪性伝染病の病原体（豚コレラウイルス、アフリカ豚コレラウイルス等）の不活化に有効と認められる加熱処理等を条件として規定すること。
2. 上記 1 の動物由来たん白質の製造及び保存において、加熱処理等を行ったものに、加熱処理等を行っていないものが混入しない衛生管理措置を条件として規定すること。